**平成２２年（フ）第１６１号**
愛媛県松山市南吉田町931番地　関谷マンション123号
債務者　西山　知子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
松山地方裁判所

**平成２２年（フ）第１７０号**
愛媛県上浮穴郡久万高原町入野1828番地
債務者　加藤　真一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
松山地方裁判所

**平成２２年（フ）第１１号**
愛媛県新居浜市大生院1902番地の２
債務者　荒井　和昭
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２２年（フ）第２８号**
愛媛県西条市喜多川582番地８
債務者　河原　卓馬
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２２年（フ）第３０号**
愛媛県四国中央市川之江町2405番地１　メゾン三愛306号
債務者　下司　　均
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２２年（フ）第３１号**
愛媛県四国中央市川之江町2405番地１　メゾン三愛306号
債務者　ＧＥＳＨＩ　ＧＬＯＲＩＡ　ＢＥＳＡ
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２２年（フ）第４８号**
愛媛県新居浜市庄内町５丁目11番４号
債務者　橋本　千恵（旧姓赤堀）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２２年（フ）第４９号**
愛媛県西条市楠甲2056番地１
債務者　吉井　清次
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２１年（フ）第１０６号**
福岡県柳川市蒲生536番地７
債務者　松本　頼子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２２年（フ）第２９号**
福岡県三潴郡大木町大字横溝43番地１
債務者　廣松　亜樹（旧姓飯盛）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２２年（フ）第１１２号**
宮崎県児湯郡新富町大字新田8337番地
債務者　上杉　　悟
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第１１７号**
宮崎市大塚台西３丁目27番地１　県営住宅102棟11号
債務者　坂元　洋一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第６９号**
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4868番地１
債務者　山下　一幸
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２２年（フ）第７０号**
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4868番地１
債務者　山下みき子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２２年（フ）第２１号**
鹿児島県霧島市国分上之段364番地18　ガレージグローブ方
債務者　田村　良子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第５０号**
鹿児島県姶良市蒲生町上久徳2402番地
債務者　谷口　陽子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第５２号**
鹿児島県霧島市国分広瀬１丁目３番５号
債務者　西郷　秀一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第５４号**
鹿児島県霧島市隼人町内山田450番地21
債務者　髙城　充明
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係